

# 豊田市農業委員会議事録

令和2年4月30日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和2年4月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第25号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第28号 事業計画変更申請承認について
- 議案第29号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第31号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第33号 農地中間管理事業の「農用地利用配分計画案」について

## 報告

- 競売農地買受適格者証明後の農地法第3条の規定による許可について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (11名)

1 番	鈴木喜一郎	2 番	岩田 弘勝	_____
4 番	西山弥太郎	5 番	石川 幸子	_____
7 番	近藤 和人	8 番	杉浦 俊雄	9 番 土方 和子
10 番	森 敏康	11 番	水野 省治	_____
_____		_____		_____
16 番	浅見富士男	_____		_____
19 番	横条 鈞			

< 欠席委員 > (8名)

3 番	倉橋由美子	6 番	為井 裕	12 番	梅村 貢司
13 番	鈴木 成仁	14 番	伊藤喜代司	15 番	伊藤 政和
17 番	瀬戸 喜朗	18 番	杉田 雅子		

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	尾形 洋	担当長	鈴木 祥宏
主 査	加藤 泰平	主 査	鈴木 彩	主 査	神谷 一平
主 事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員につきましては、3番、倉橋由美子委員、6番、為井 裕委員、12番、梅村貢司委員、13番、鈴木成仁委員、14番、伊藤喜代司委員、15番、伊藤政和委員、17番、瀬戸喜朗委員、18番、杉田雅子委員、以上8名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

16番、浅見富士男委員、1番、鈴木喜一郎委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第25号から第33号までの審議案件9件とその他報告案件4件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和2年議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」。

お手元にお配りしております別紙調査票をご覧頂きながら、審議のほどをお願いいたします。

27番、若林西町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の安田委員からは、4月11日、現地において申請者立会いの下、申請内容について書類に基づき確認をしました。申請者は農業に意欲的であり経験も十分にあります。また、申請地は管理されており、農機具等も整備されており特に問題ないと考えますとご意見を頂いております。

28番、花園町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山内委員からは、申請者に確認、申請内容どおりです。本人

は至って健康で農機具を一通り所有し、一定程度の農地を自分で耕作しています。また、本家の隣に長男・次男が家を構えており、将来の後継者になれる可能性もあります。以上より問題ないと思いますのご意見を頂いております。

29番、富田町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の三宅委員からは、4月26日、現地確認をし、申請地は耕作可能な農地でした。また、申請地は申請者の自宅近くのため、効率的に耕作ができ、本人も農業に意欲的です。農機具も手入れされており、問題ありませんのご意見を頂いております。

30番、中立町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の宇井委員からは、4月18日申請地において、申請者立会いの下、申請内容について書類に基づき確認しました。本申請は、近くの農地を取得する内容であり、申請者は農業に意欲的で経験も十分あります。また、申請地は管理されており、耕作するための農機具も整備されているため特に問題はないものと考えますのご意見を頂いております。

31番、御所貝津町の件、農業経営効率化のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の松井委員からは、4月17日、申請地の確認。4月18日、申請者と申請内容について書類の確認。本申請は所有農地の隣接地を取得する内容であり、申請者は農業に意欲的で楽しく農業を続けています。また、申請地は管理されており、農機具等も整備されているため特に問題はないと考えますのご意見を頂いております。

32番、保見町の件、農業経営効率化のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の渡邊委員からは、申請地を事前に調査し、4月18日、申請者に連絡を取り、聞き取り調査をした結果、申請内容に相違ありません。また、本人は健康面に問題もなく、農作業に十分従事できることも確認をしましたのご意見を頂いております。

33番、伊保町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の渡邊委員からは、申請地を事前に調査し、4月18日、申請者に連絡を取り、聞き取り調査をした結果、申請内容に相違ありません。また、健康面に問題もなく、農作業に従事できることが確認できたとご意見を頂いております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第25号で上程されました7件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第25号は承認決定されました。

令和2年議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和2年議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

一般基準については、別紙2ページをご覧ください。立地基準についてののみ述べさせていただきます。

8番、堤町の件、農家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 8番、問題ないです。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

9番、上原町の件、事務所です。第2種農地です。判断基準は、上豊田駅からおおむね500メートル以内にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

森委員： 許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

10番、大沼町の件、植林です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

浅見委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

11番、八草町の件、植林です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、12番、篠原町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横条委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第26号で上程されました5件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第26号は適当である旨、承認されました。

令和2年議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年第27号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

一般基準については、別紙3ページをご覧ください。立地基準についてのみ述べさせていただきます。

55番、西山町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、56番、千足町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連担している区域に近接する区域でおおむね10ヘクタール未満であるものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木（喜）委員： 2件とも特に問題なく、許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、57番、川田町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

岩田委員： 特に問題なく、許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、58番、配津町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

西山委員： 許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、59番、幸町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、60番、宝町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。



土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

近藤委員： 許可相当であります。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、61番、堤町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、62番、若林西町の件、住宅用地（擁壁）です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 2件とも問題なく、異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

63番ですが、1点議案の訂正をさせていただきます。

権利が使用貸借権となっていますが、こちら、正しくは賃貸借権の誤りでした。訂正しておわび申し上げます。

それでは、63番、吉原町の件、野球グラウンド・駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、64番、舞木町の件、駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、65番、高町の件、社会福祉施設・障害者グループホームです。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

森委員： 2件とも問題なく、許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、66番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、67番、深見町の件、駐車場・庭です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきましては担当の梅村委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： それでは、特にご意見等もないようですので、採決いたします。  
議案第27号で上程されました13件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第27号は適当である旨、承認されました。  
令和2年議案第28号「事業計画変更申請承認について」。  
事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第28号「事業計画変更申請承認について」。  
4番、西中山町の件。目的は貸倉庫です。  
変更内容は、事業者変更及び期間延長です。  
本件、平成22年1月25日付5条許可を得ました。  
当初はA社が新工場建設を検討しておりましたが、全社的な資産配置の見直しにより事業遂行を断念し、B社に事業者変更するものです。それに伴い、転用目的は貸倉庫に変更となります。なお、工期については令和4年5月まで延長予定です。

以上、内容は軽微変更該当しないと判断されたため、今般、事業計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、担当の梅村委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

以上です。

会 長： ありがとうございます。  
事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第28号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第28号は適当である旨、承認されました。  
令和2年議案第29号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案第29号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。  
4番、大林町の件、主たる従事者の死亡のためです。  
申請地はスクリーンのとおりです。  
担当推進委員の勝田委員からは、4月16日、申請地を確認し、申請者に電話にて申請内容について確認しました。当該農地の営農に従事していた父親が亡くなり、相続した申出人は三重県在住で農業経験もなく、遠方のため管理もできず、また本家においても農業に従事する者がいないため、証明について問題ないと考えますとご意見を頂戴しております。

5番、大林町の件、主たる従事者の死亡のためです。  
申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の勝田委員からは、4月16日に申請地を確認、18日に申請者に聞き取りを実施しました。当該農地の営農に従事していた父親が亡くなり、申出者が相続人となりましたが、農業経験がなく、また市内で飲食店を営んでいるため農業を行うことができません。母と妻、子供2人も農業経験がなく、耕作不可能なため証明について問題ないと考えますとご意見を頂戴しております。

す。

6番、平戸橋町の件、主たる従事者の死亡のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の水谷委員からは、4月25日、申請者に申請内容について聞き取りをしました。申請者は、理由書のとおり耕作に従事することが困難で、また同一世帯にも耕作者は不在ですとご意見を頂戴しております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第29号において上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第29号は承認決定されました。

令和2年議案第30号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和2年議案第30号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

2番、本田町外2筆の件です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

相続開始年月日は、令和元年8月9日、農業経営開始日も同日となっております。

ます。

担当推進委員の中野委員が、4月17日付で現地の確認を行ったところ、すべての申請地での作付け・耕作が確認されました。

また、相続人が生涯にわたって耕作及び貸付けを継続していく意思があることも確認済みのため、問題はないと考えます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第30号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第30号は承認決定されました。

令和2年議案第31号「特定農地貸付けの承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第31号「特定農地貸付けの承認について」。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定に基づく特定農地貸付けについて、同法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農業委員会の承認を求めます。

案件の説明に先立ちまして、特定農地貸付けの概要について説明させていただきます。

別紙資料4ページ、議案第31号特定農地貸付けの承認についてをご覧ください

さい。

4 ページから 6 ページは今回の申請者より提出のあった「清水団地家庭菜園の会 市民農園特定農地貸付規程」の写し、それ以降は「はじめてみませんか市民農園」というパンフレットの写しとなっております。

まず、市民農園の開設について説明します。

市民農園とは、市民がレクリエーションの目的などで小さな面積の農地を利用して自家用の野菜などを栽培するための農地のことです。

市民農園の開設は法律により 2 つの方法があります。市民農園整備促進法による開設と、特定農地貸付法による開設です。

今回の案件は、特定農地貸付法による開設です。市内全域で容易に開設できることがメリットの制度になります。

現在、この特定農地貸付法による地方公共団体・農業協同組合以外の者が開設する市民農園は、市内で 21 か所あります。

11 ページをご覧ください。

地方公共団体・農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合の説明になります。今回は、こちらに該当します。下のフロー図をご覧ください。

まず、①、中央の三角形の囲いの中になりますが、開設者は豊田市と貸付け協定を結びます。その後、②、③、④の流れですが、開設者はお手元の資料にあります貸付規程を作成し、その承認を農業委員会に求めます。今回の審議は、こちらに該当します。

農業委員会で貸付規程が承認された後、土地所有者、豊田市、農園開設者の 3 者で契約を結びます。そして、農園開設者は貸付規程に沿って、農地を利用希望者に貸し付けます。

続いて、今回の案件について、具体的に説明します。

4 ページの貸付規程をご覧ください。

審査内容としては次に掲げる必要な項目が入っているかどうかを確認します。主に、貸付け主体、貸付け農地、貸付け条件、募集の方法、管理運営方法、貸付け契約の解除、貸付け農地の返還についてなどですが、必要な項目が記載されていることを既に確認しています。

場所についてはスクリーンのとおりです。清水町地内の農地 2 筆で、面積は

2,957平方メートルです。

土地利用計画はこちらになります。34区画の貸出し農地になります。

また事前に、推進委員の神谷委員に開設者への聞き取り、農地の現地確認を行っていただいております。神谷委員からは、令和2年4月19日、申請地にて申請者に聞き取りを行いました。1区画50平米を基本に貸出しができるよう菜園が整備されており、その他の調査項目についても問題なく、特定貸付事業が円滑に進むことを確認しました。特に問題ないと考えますとご意見を頂戴しております。

以上になります。

会 長： ありがとうございます。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第31号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第31号は承認決定されました。

令和2年議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和2年議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回ご審議いただくのは、利用権のうち、農地中間管理機構への貸出しのため、令和2年6月1日から貸借期間が開始されるものです。



これは所有者が中間管理機構に貸し、中間管理機構が耕作者に貸す中間管理事業でございます。

資料13ページ、議案第32号資料の下部をご覧ください。

今回、32筆、2万6,192平方メートルの利用権を設定します。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第32号で上程されました32件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第32号は承認決定されました。

令和2年議案第33号「農地中間管理事業の『農用地利用配分計画案』について」。

農政課より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第33号「農地中間管理事業の『農用地利用配分計画案』について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、下記計画について農業委員会の意見を求めます。

別紙15ページ、議案第33号資料をご覧ください。

議案第32号でご審議頂いた農用地利用集積計画について、貸し出す耕作者の内訳になります。

貸借期間、筆数、面積は議案第32号資料と同じです。耕作者はその下の表

のとおりです。

この農用地利用配分計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順になります。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ここで、委員の皆さんのご質問及びご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第33号で上程されました32件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第33号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 15ページをご覧ください。

報告、競売農地買受適格者証明後の農地法第3条の規定による許可について。

令和元年12月総会において、買受適格を承認された議案第71号申請番号3番、吉原町の件について、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請がありました。

12月の総会において買受適格を適当とする審査結果に基づき、既に許可をしたことを報告いたします。

16ページをご覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

64番、越戸町の案件から、19ページをご覧ください、78番、花園町の案件までの15件について、いずれも賃借権の合意解約につき、既に事務局で

受理していることを報告いたします。

20ページをご覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

10番、浄水町の店舗・共同住宅の案件から、21ページをご覧ください、  
14番、前山町の駐車場の案件までの5件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

22ページをご覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

56番、双美町の分譲住宅の案件から、25ページをご覧ください、69番、  
西岡町の駐車場及び資材置場の案件までの14件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： ありがとうございます。

これで、本日の全議案の審議を終了しました。

慎重審議ありがとうございます。

(閉会 午後 2時32分)

議事録署名者

印

印